



鳥取県公報

令和2年5月12日（火）
号外第46号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (35)（市町村課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
-------	--

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 市町村が処理する事務について定めた規定中引用する動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の条項を改める。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第35号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
19の13 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略 (11) <u>第13条第11号</u> の規定による特定動物管轄区域外飼養・保管通知書の受理 (12)～(21) 略	鳥取市	19の13 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略 (11) <u>第13条第10号</u> の規定による特定動物管轄区域外飼養・保管通知書の受理 (12)～(21) 略	鳥取市
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。